

四半期報告書

(第89期第1四半期)

戸田建設株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	19

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成23年8月12日
【四半期会計期間】 第89期第1四半期
(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
【会社名】 戸田建設株式会社
【英訳名】 TODA CORPORATION
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上舜三
【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目7番1号
【電話番号】 03-3535-1357
【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 大友敏弘
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目7番1号
【電話番号】 03-3535-1357
【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 大友敏弘
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
戸田建設株式会社 千葉支店
(千葉市中央区新宿一丁目21番11号)
戸田建設株式会社 関東支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目6番5号)
戸田建設株式会社 横浜支店
(横浜市中区本町四丁目43番地)
戸田建設株式会社 大阪支店
(大阪市西区西本町一丁目13番47号)
戸田建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区泉一丁目22番22号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第1四半期 連結累計期間	第89期 第1四半期 連結累計期間	第88期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	89,390	81,342	452,762
経常利益 (百万円)	1,271	650	7,478
四半期(当期)純利益 (百万円)	603	197	3,774
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△9,463	△136	△2,371
純資産額 (百万円)	185,172	189,456	191,758
総資産額 (百万円)	483,571	494,557	500,831
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	1.95	0.64	12.20
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.42	37.50	37.49

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2 売上高には、消費税等は含まれていない。
3 第88期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。
4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社についても異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の我が国経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により甚大な人的・物的損害が生じ生産活動に大きな影響が生じたが、サプライチェーンの立て直しが進み、また海外経済の緩やかな回復や各種政策効果などを背景に景気が持ち直しつつある。

しかし、一方では個人消費の低迷や企業収益の増勢鈍化等、先行きの不透明感を拭いきれず、全体としては厳しい状況が続いている。

このような状況の中、当第1四半期連結累計期間における当社グループの業績は以下のとおりとなった。

連結売上高は813億円と、前年同四半期比9.0%減となった。これは、主要な事業である建設事業において前年同四半期は完成工事基準により売上計上された大型物件があったこと、また、当第1四半期連結累計期間では東日本大震災の影響により、材料等の調達において一部の工事で進捗率が想定を下回ったため、完成工事高が減少したことによるものである。

営業損益については、厳しい受注環境により主要事業の建設事業の採算見込みが悪化したため、売上総利益率が6.5%と0.8%低下し53億円となった。一方で、販売費及び一般管理費は前年同四半期比8.7%減少したものの、0.6億円の営業損失（前年同四半期は6億円の営業利益）となった。

経常損益については、保有する投資有価証券の受取配当金等により6億円（前年同四半期比48.8%減）の経常利益となった。

四半期純損益は、特別損失に投資有価証券評価損2億円を計上した結果、1億円（前年同四半期比67.2%減）の四半期純利益となった。

なお、当社グループの売上高の大部分を占める完成工事高は、その計上時期が第4四半期連結会計期間に集中する傾向があり、特に第1四半期連結累計期間における完成工事高は通期の業績予想に比して相対的に低くなるといった傾向がある。

一方で、販売費及び一般管理費については経常的に発生するため、第1四半期連結累計期間の業績は、売上高に対する一般管理費の割合が高くなるといった傾向がある。

セグメント別における業績は以下のとおりである。

(建築事業)

売上高は651億円（前年同四半期比11.2%減）となり、セグメント利益（営業利益）は14億円（前年同四半期比44.8%減）となった。

当社個別の受注高については、民間工事（国内）、官公庁工事（国内）ともに増加し、全体（海外含む）で844億円と、前年同四半期比35.5%増となった。

(土木事業)

売上高は141億円となり、（前年同四半期比1.0%増）、セグメント損失（営業損失）は2億円（前年同四半期は7億円のセグメント損失）となった。

当社個別の受注高については、民間工事（国内）は前年同四半期比32.4%増となったが、官庁工事（国内）が同36.4%減となり、全体（海外含む）では127億円と、前年同四半期比8.8%減となった。

(不動産事業)

売上高は27億円（前年同四半期比0.3%減）だったが、売上原価が増加したため、セグメント利益（営業利益）は4億円（前年同四半期比7.0%減）となった。

(その他の事業)

売上高は3億円（前年同四半期比3.6%増）、セグメント利益（営業利益）は0.1億円（前年同四半期比10.7%減）となった。

(2)連結財政状態に関する定性的情報

資産、負債、純資産の状況

(資産の部)

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、受取手形・完成工事未収入金等の減361億円、保有株式の時価の下落に伴う投資有価証券の減7億円などにより減少したが、有価証券（譲渡性預金）の増240億円、未成工事支出金の増97億円などにより、前連結会計年度末と比較して62億円減少の4,945億円（1.3%減）となった。

(負債の部)

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、未成工事受入金の増96億円、支払手形・工事未払金等の減187億円などにより、前連結会計年度末と比較して39億円減少の3,051億円（1.3%減）となった。

(純資産の部)

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、保有株式の時価の下落に伴うその他有価証券評価差額金の減4億円や期末配当金の支払いなどにより、前連結会計年度末と比較して23億円減少の1,894億円（1.2%減）となり、自己資本比率は37.5%となった。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、以下の通りである。

①基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではない。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の決定に委ねられるべきだと考えている。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主が最終的な決定を行うために必要な情報が十分に提供されないものもありうる。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えている。

② 基本方針の実現に資する取組み

ア 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1881年の創業以来、「品質・工期・安全に最善を尽くす」ことを社是とし、「建設を通じた社会福祉の増進への貢献」「社会の信用を基とした社業の発展」「堅実な経営による適正利益確保を基とした社業の安定」を経営方針に掲げ、各ステークホルダーに対する幅広いサービスの提供と長年の実績に裏打ちされた信頼関係の構築により、高い評価を得てきた。

このような当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は、技術力とノウハウに培われた品質の高い生産物の提供や、創業以来の実績に裏打ちされたステークホルダーとの信頼関係、そしてこれら当社の企业文化を支える従業員、さらには長年当社と共に歩んできた協力会社との良好なパートナーシップ等にあると考えている。

これら当社グループの取組みの積み重ねが当社の企業価値を生み出しており、この企业文化を継続・発展させることが当社の企業価値を高め、ひいては株主共同の利益を最大限に引き出すことにつながっていくものと考えている。

イ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年6月29日開催の当社第88回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）を継続することに関して決議を行った。

本プランの概要は次のとおりである。

(ア) 本プランに係る手続き

a 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(a)又は(b)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下「大規模買付等」という。）がなされる場合を適用対象とする。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」という。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならぬものとする。

(a) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(b) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等は、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」という。）を当社の定める書式により日本語で提出する。

c 情報の提供

意向表明書を提出した場合には、買付者等は、当社に対して、大規模買付等に対する株主の判断のために必要かつ十分な情報を提供する。

d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」という。）として設定する。

(a) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(b) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記(a)(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主へ開示する。また、延長の期間は最大30日間とする。

e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとする。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとする。

(a) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告する。

(b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告する。ただし手続きが遵守されている場合でも、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合がある。

f 取締役会の決議

当社取締役会は、eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとする。

g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記fの手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当ないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとする。

h 大規模買付等の開始

買付者等は、上記aからfに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとする。

(イ) 本プランにおける対抗措置の具体的な内容

当社取締役会が上記(ア)fに記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行うこととする。

(ウ) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第88回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとする。また、当社の取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

なお、当社取締役会は、法令等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合がある。

③ 上記②の取組みが、上記①の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、平成21年4月に策定した中期経営計画及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、①の基本方針に沿うものと判断している。また、次の理由から上記②イの取組みについても上記①の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

ア 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足している。

イ 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものである。

ウ 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランの継続に関する株主の意思を確認するため、平成23年6月29日に開催された第88回定時株主総会において本プランの継続に関する議案を付議し、その承認可決を受けている。また、本プランの有効期間は平成26年6月開催予定の当社第91回定時株主総会終結時までであり、また、その有効期間の満了前に開催される当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになる。

エ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置している。

独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成される。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主に情報開示を行うこととし、本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保している。

オ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記②イ(ア)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保している。

カ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記②イ(ウ)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされている。

また、当社は期差任期制を採用していない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は444百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動に重要な変更はないが、建築事業および土木事業における環境関連技術のうち、生物多様性関連の商品として、発泡セラミックス緑化建材を開発した。また制振技術のうち「天井耐震クリップ工法」は東日本大震災において効果が実証されたことから、今後様々な用途の建物に積極的に営業展開する予定である。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	759,000,000
計	759,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	322,656,796	322,656,796	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部）	単元株式数 1,000株
計	322,656,796	322,656,796	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月30日	—	322,656,796	—	23,001	—	25,573

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成23年3月31日の株主名簿により記載している。

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 11,251,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 4,601,000		—
	普通株式 304,466,000		304,466
完全議決権株式（その他）	普通株式 304,466,000	304,466	—
単元未満株式	普通株式 2,338,796	—	—
発行済株式総数	322,656,796	—	—
総株主の議決権	—	304,466	—

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式594株および相互所有による戸田道路株式会社893株、千代田土地建物株式会社990株およびシプロー工業株式会社745株が含まれている。
 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式200株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 戸田建設株式会社	東京都中央区京橋 1-7-1	11,251,000	—	11,251,000	3.48
(相互保有株式) 戸田道路株式会社	東京都中央区日本橋 1-12-8	1,708,000	—	1,708,000	0.52
千代田土地建物株式会社	東京都目黒区東山 3-1-11	2,760,000	—	2,760,000	0.85
シプロー工業株式会社	東京都千代田区三番町28	133,000	—	133,000	0.04

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、青南監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	42,268	37,607
受取手形・完成工事未収入金等	133,474	97,348
有価証券	20,069	44,069
販売用不動産	28,631	30,065
未成工事支出金	51,756	61,530
その他のたな卸資産	2,033	579
繰延税金資産	7,333	7,445
その他	3,550	4,688
貸倒引当金	△918	△704
流動資産合計	288,200	282,631
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物（純額）	18,170	17,917
機械、運搬具及び工具器具備品（純額）	799	758
土地	69,145	69,154
リース資産（純額）	140	123
建設仮勘定	895	998
有形固定資産合計	89,151	88,952
無形固定資産		
のれん	427	413
その他	1,843	1,875
無形固定資産合計	2,270	2,289
投資その他の資産		
投資有価証券	110,251	109,497
長期貸付金	1,422	1,395
繰延税金資産	5,618	5,871
その他	7,413	7,331
貸倒引当金	△3,498	△3,411
投資その他の資産合計	121,208	120,683
固定資産合計	212,630	211,925
資産合計	500,831	494,557

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	118,134	99,390
短期借入金	※3 43,913	※3 44,113
未払法人税等	620	446
未成工事受入金	54,980	64,665
繰延税金負債	39	—
賞与引当金	3,286	1,803
完成工事補償引当金	926	913
工事損失引当金	9,271	9,289
災害損失引当金	297	297
預り金	15,844	19,415
その他	8,176	10,926
流動負債合計	255,491	251,262
固定負債		
長期借入金	14,209	13,846
繰延税金負債	251	283
再評価に係る繰延税金負債	11,888	11,888
退職給付引当金	22,738	23,368
役員退職慰労引当金	241	234
資産除去債務	155	153
その他	4,095	4,064
固定負債合計	53,580	53,838
負債合計	309,072	305,101
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,001	23,001
資本剰余金	25,595	25,595
利益剰余金	127,496	125,530
自己株式	△6,683	△6,685
株主資本合計	169,409	167,442
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,594	15,164
繰延ヘッジ損益	△15	△15
土地再評価差額金	4,561	4,561
為替換算調整勘定	△1,812	△1,713
その他の包括利益累計額合計	18,327	17,997
少数株主持分	4,021	4,016
純資産合計	191,758	189,456
負債純資産合計	500,831	494,557

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高		
完成工事高	※1 86,811	※1 78,748
不動産事業等売上高	2,578	2,593
売上高合計	89,390	81,342
売上原価		
完成工事原価	81,081	74,077
不動産事業等売上原価	1,754	1,961
売上原価合計	82,836	76,039
売上総利益		
完成工事総利益	5,729	4,671
不動産事業等総利益	823	631
売上総利益合計	6,553	5,302
販売費及び一般管理費		
営業利益又は営業損失(△)	5,877	5,368
675	△66	
営業外収益		
受取利息	50	84
受取配当金	745	822
その他	90	67
営業外収益合計	886	974
営業外費用		
支払利息	217	184
その他	72	73
営業外費用合計	290	257
経常利益		
1,271	650	
特別利益		
貸倒引当金戻入額	81	—
固定資産売却益	—	1
その他	4	—
特別利益合計	85	1
特別損失		
投資有価証券評価損	53	235
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	83	—
その他	6	1
特別損失合計	144	236
税金等調整前四半期純利益		
法人税等	1,212	415
588	192	
少数株主損失(△)	△14	△4
四半期純利益		
603	197	

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	588	192
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△10,055	△432
繰延ヘッジ損益	△41	0
為替換算調整勘定	45	103
その他の包括利益合計	△10,051	△328
四半期包括利益	△9,463	△136
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△9,448	△132
少数株主に係る四半期包括利益	△14	△3

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
税金費用の計算	税金費用の算定については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて算定している。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 偶発債務 (1) 下記の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っている。 シンボルタワー開発(株) 598百万円 (2) 下記の会社の履行保証保険契約の締結に際し保証を行っている。 (株)駒込S P C 2,330百万円 上記金額は株式会社駒込S P Cの債務不履行により保険が実行された場合の当社への求償限度額である。 平成23年3月31日現在、株式会社駒込S P Cに債務不履行の事実はない。 (3) 保証予約はない。	1 偶発債務 (1) 下記の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っている。 シンボルタワー開発(株) 598百万円 (2) 下記の会社の履行保証保険契約の締結に際し保証を行っている。 (株)駒込S P C 2,330百万円 上記金額は株式会社駒込S P Cの債務不履行により保険が実行された場合の当社への求償限度額である。 平成23年6月30日現在、株式会社駒込S P Cに債務不履行の事実はない。 (3) 保証予約はない。
2 手形割引高 受取手形割引高 380百万円	2 手形割引高 受取手形割引高 326百万円
※3 連結財務諸表提出会社においては、運転資金調達の機動性の確保および調達手段の多様化に対応するため2件の貸出コミットメント契約を締結している。 当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は下記の通りである。	※3 連結財務諸表提出会社においては、運転資金調達の機動性の確保および調達手段の多様化に対応するため2件の貸出コミットメント契約を締結している。 当連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は下記の通りである。
1) 契約銀行数 4行 契約極度額 20,000百万円 借入実行残高 一百万円	1) 契約銀行数 4行 契約極度額 20,000百万円 借入実行残高 一百万円
差引額 20,000百万円	差引額 20,000百万円
2) 契約銀行数 4行 契約極度額 20,000百万円 借入実行残高 一百万円	2) 契約銀行数 4行 契約極度額 20,000百万円 借入実行残高 一百万円
差引額 20,000百万円	差引額 20,000百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
※1 工事進行基準による完成工事高 62,193百万円	※1 工事進行基準による完成工事高 72,753百万円

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりである。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費 のれんの償却額	減価償却費 のれんの償却額
497百万円 13百万円	501百万円 13百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,181	7.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,179	7.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	建築事業	土木事業	不動産事業	その他 の事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	72,941	13,870	2,455	123	89,390	—	89,390
セグメント間の内部 売上高又は振替高	454	127	283	172	1,038	△1,038	—
計	73,395	13,998	2,738	295	90,428	△1,038	89,390
セグメント利益又は損 失(△)	2,647	△739	497	16	2,422	△1,746	675

(注)1 「セグメント利益又は損失」の調整額△1,746百万円には、セグメント間取引消去△34百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,712百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

2 「セグメント利益又は損失」は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	建築事業	土木事業	不動産事業	その他 の事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	64,615	14,133	2,475	117	81,342	—	81,342
セグメント間の内部 売上高又は振替高	538	—	255	189	982	△982	—
計	65,153	14,133	2,731	306	82,325	△982	81,342
セグメント利益又は損 失(△)	1,462	△248	463	14	1,691	△1,757	△66

(注)1 「セグメント利益又は損失」の調整額△1,757百万円には、セグメント間取引消去△52百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,705百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

2 「セグメント利益又は損失」は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	1円95銭	0円64銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	603	197
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	603	197
普通株式の期中平均株式数(千株)	309,590	309,011

(注)潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月12日

戸田建設株式会社

取締役会 御中

青南監査法人

代表社員 公認会計士 高橋 瞳 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 笠井 幸夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている戸田建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、戸田建設株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【会社名】 戸田建設株式会社

【英訳名】 TODA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上舜三

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

戸田建設株式会社 千葉支店
(千葉市中央区新宿一丁目21番11号)

戸田建設株式会社 関東支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目6番5号)

戸田建設株式会社 横浜支店
(横浜市中区本町四丁目43番地)

戸田建設株式会社 大阪支店
(大阪市西区西本町一丁目13番47号)

戸田建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区泉一丁目22番22号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 井上舜三は、当社の第89期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

